

仕 様 書

1. 件名

データセンター関連産業蓋然性調査委託業務

2. 経緯と業務目的

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）は、福島県内被災 12 市町村（※）（以下「相双地域」という。）の事業者の方々の事業・なりわい再建を目的に設立され、事業者の方々への個別訪問や事業再開支援等を推進してきた。加えて、産業創出グループでは、これまで、産業集積の形成支援、相双地域の企業向けビジネスマッチング、事業取引拡大に向けた支援をしてきたが、依然として震災前（2010 年）と比較した際に 2022 年の 12 市町村の GDP は減少している状況であり、新たな産業創出が引き続き求められている。

国内外に目を向けると、近年、生成 AI の普及やクラウド需要の拡大等に伴い、国内外でデータセンター需要が高まっている。また、国においては、データセンターの地方分散、AI 計算基盤の整備、GX 戦略地域におけるワット・ビット連携の推進等、データセンターを巡る政策的な動きが進んでいる状況。

原子力被災 12 市町村は、広域的な土地利用の余地があり産業団地の整備も進んでいる。また、再生可能エネルギーに福島県全体として力を入れており、被災 12 市町村の自治体においても再生可能エネルギー導入に向けた支援を行っている自治体もいる中、電力供給に関する将来的なポテンシャルを有しており、今後、データセンター関連産業の集積を検討する余地がある。一方で、被災 12 市町村における地域課題、産業構造、土地利用、行政上の関心事項等は一様ではなく、現時点で特定地域に議論を限定することなく、原子力被災 12 市町村全体を前広に見渡した調査・整理が必要である。

本業務は、原子力被災 12 市町村におけるデータセンター関連産業の集積蓋然性について、市場動向、政策動向、地域特性、自治体の関心事項等を踏まえて調査・分析を行うとともに、各自治体が地域の将来像や産業振興の観点から当該産業の意義や蓋然性を検討し、今後の施策検討や事業者との対話につなげていくための調査を目的とする。

（※）「福島県内被災 12 市町村」とは、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村をいう。

3. 業務内容

以下内容について調査を行う事。なお、必要に応じて電力事業者等の事業者へヒアリングを行うこと。

（1） データセンター事業に係る国・全国自治体（福島県を含む）の政策動向の調査

- ① データセンターの建設・運営面の支援制度の調査・とりまとめ（支援制度名、支援概要、対象経費・物品、活用可能期間等）
- ② 上記支援制度の活用実績とデータセンター立地地域の裨益効果

(2) 国内データセンター既設または集積地における集積要因分析

既に国内でデータセンターが既設または集積している国内3都市（地域）を選定し、事例をまとめること。

調査項目については以下のa～gの観点が入ると望ましいが、当機構の担当と調整の上、決定すること。

なお、都市（地域）の選定については、次の3地域程度を目安とする。

- ① 首都圏または関西圏にて集積事例のある都市（参考例：千葉県印西市）1つ
- ② 相双地域と同様に首都圏・大都市圏から立地が離れているがデータセンター集積もしくはメガワット級のデータセンターの進出事例がある都市（地域）2つ
参考例：福島県白河市、栃木県宇都宮市、富山県南砺市、北海道石狩市

a. 用地

- ・ 土地取得の難易度（農地転用の難易度、産業団地の有無、開発事業者による取得等）

b. 電力

- ・ 既存データセンターが使用する電気容量

c. 通信

- ・ IX (internet exchange) との距離

d. 災害耐性

- ・ 自治体公表の津波・河川氾濫等の水害想定レベルおよび自治体の対策

e. 処理データ種別とデータ消費地との関係

- ・ 立地面から処理データ種別・用途種別のデータ消費地との関係性

f. その他

- ・ その他集積要因に係る事項等（開発事業者の有無、自治体の誘致推進方針・体制の有無等）

g. 総括

- ・ 集積に至った主要な要因と思われる事項の総括

(3) 相双地域（12市町村）におけるデータセンター事業者等へのヒアリング調査

12市町村のなかで、既に立地しているまたは立地を見込んでいるデータセンター事業者、データセンター活用が見込まれる産業関係者等にヒアリングを行い、データセンター活用に向けた事業展望や取組状況についてまとめること。調査項目については以下のa～fの観点が入ると望ましいが、当機構の担当と調整の上、決定すること。

a. 用地

- ・ 土地取得の難易度（農地転用の難易度、産業団地の有無等）

b. 電力

- ・ 既存系統において運営可能なデータセンターの電力容量
- c. 通信
 - ・ IX (internet exchange) との距離
- d. 災害耐性
 - ・ 自治体公表の津波・河川氾濫等の被害想定レベルおよび自治体の対策
- e. O&M
 - ・ 首都圏・大都市圏より現地へ出向する場合の他地域との比較評価
 - ・ 地元企業が O&M を請負う際に求められるスキル
- f. 処理データ種別とデータ消費との関係
 - ・ 立地面からデータセンター事業者が事業運営できると想定される処理データ種別（用途例：金融、研究開発・データ分析、バックアップ向け等）

(4) 12 市町村において集積または単独進出の蓋然性の想定分析等

- ① 既に立地しているまたは立地を想定しているデータセンターの処理データ種別、規模（受電容量及び面積）を整理し、集積または単独進出し得るデータセンターのスペックをまとめること。
- ② 12 市町村の資源（参考例：再エネ、FH2R、F-REI 等の研究機関等）を活用し、データセンター事業者の進出検討材料となる情報をまとめること。
また、データセンター事業の進出に課題と思われる論点を確認される場合、これについてまとめること。

(5) (1) ～ (4) について自治体向けに説明可能な報告書をまとめること。

4. 要件

- (1) 12 市町村を取り巻く環境に精通していること。
- (2) データセンター関連産業に関する専門的知識を有していること。
- (3) 本事業内容と類似の調査業務の実績を有すること。

5. 業務期間

契約締結日～ 2027年3月19日（金）

6. 各種報告と成果物

(1) 進捗会議・打合せ・報告

- ・ 受託者は、仕様書に記載する業務内容に対する各種対応状況について、毎月当機構と定例会議を実施し各種進捗報告、情報共有を行うこと。打合せの日程、場所、方法は双方協議の上で決定するものとする。
- ・ 打合せ後は議事録を作成し当機構に提出すること。

(2) 成果物

- ・ 各業務内容とその結果、各議事録を網羅した最終報告書及び当機構が活用可能な自治体への説明資料を作成し、納品（電子データ）すること。
- ・ 受託者は、事前提出日までに最終報告書案を提出のうえ、当機構から修正・追加などがあれば、当該指示事項を反映させたものを成果物として納品（電子データ）すること。
- ・ 事前提出日：2027 年 3 月 12 日（金）まで
- ・ 納品日：2027 年 3 月 19 日（金）まで

7. 納入先

公益社団法人 福島相双復興推進機構 産業創出グループ
(福島県福島市栄町 6－6 福島セントランドビル 4F)

8. その他

- ・ 本業務の実施にあたり受託者は当機構の実施担当者等と十分な協議を実施し、当機構の依頼に応ずるとともに、積極的な提案を実施すること。
- ・ 本業務の遂行過程において予期せぬ問題や事故等を把握した場合には、速やかに当機構に報告するとともに、当該の問題・事故等が受託者側で発生したものの場合には受託者の責任においてその解決に努めること。
- ・ 本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定すること。

以上